

広島高裁総第000888号

(庶ろ-03)

平成24年10月15日

最高裁判所事務総局広報課長 殿

広島高等裁判所長官 永 井 敏 雄

広報担当者協議会の協議員等名簿及び協議問題について

(7月18日付け広第000185号に対する送付)

標記の協議会の協議員等名簿及び協議を希望する協議問題は別添のとおりです。



広報担当者協議会日程及び協議員等名簿

1 日程

日 時	13:00～17:00
平成25年 1月23日(水)	長官挨拶 最高裁係官説明 協議

2 協議員等名簿

(1) 協議員

広島高等裁判所	総務課長	岡 範 男
同	総務課課長補佐	兒 玉 修 之
同	総務課広報係長	砂 子 正 道
広島地方裁判所	総務課長	山 本 実 雄
広島家庭裁判所	同	今 田 勝 己
山口地方裁判所	同	中 島 健 司
山口家庭裁判所	同	吉 富 聡
岡山地方裁判所	同	矢 原 洋 二
岡山家庭裁判所	同	吉 川 裕 司
鳥取地方裁判所	同	豊 岡 廣 光
鳥取家庭裁判所	同	津 森 恭 行
松江地方裁判所	同	田 河 出
松江家庭裁判所	同	田 部 晶 子
福岡高等裁判所	同	江 頭 誠
同	総務課課長補佐	大 迫 智
同	総務課広報係長	白 石 真 洋
福岡地方裁判所	総務課長	古 賀 元 成

福岡家庭裁判所	総務課長	三井弘之
佐賀地方裁判所	同	中里直人
佐賀家庭裁判所	同	吉村信彦
長崎地方裁判所	同	摩尼陽彦
長崎家庭裁判所	同	下道禎哉
大分地方裁判所	同	田中和則
大分家庭裁判所	同	乙須洋武
熊本地方裁判所	同	北原正文
熊本家庭裁判所	同	河野啓介
鹿児島地方裁判所	同	永野秀治
鹿児島家庭裁判所	同	蟻川美和子
宮崎地方裁判所	同	吉岡誠
宮崎家庭裁判所	同	堀士郎
那覇地方裁判所	同	石川哲男
那覇家庭裁判所	同	渡嘉敷賢一
(2) オブザーバー		
広島地方裁判所	判事	上岡哲生
(3) 主催者		
広島高等裁判所	長官	永井敏雄
同	事務局長	守下実
同	事務局次長	谷野淳

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
1	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員等経験者の記者会見について、実施方法や実施回数について、記者会との間で効率的な運用をされている庁があれば紹介していただきたい。	記者会見については、現在も全件実施されているところであるが、そのほとんどが報道されることなく、実施すること自体が目的化されている状況も否めない面も見受けられることから、他庁における実情と工夫例があれば紹介していただきたい。	福岡地	福岡高	【1, 2一括:福岡高裁意見】 記者会見については、参加してもらっている裁判員、実施に携わっている裁判所側においてかなりのエネルギーを費やしているところ、それが報道されるかどうかについては報道側の都合等によるところが多い。今後は、これまで以上に記者会見の必要性等について折に触れてクラブとの共通認識の形成に向けた話し合いや勉強会といった機会等を持ち、記者会見の在り方についてお互いに検討していく必要がある。 【1, 2一括:広島高裁同意見】			
2	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員等経験者の記者会見の実施状況と事務の簡素化等について	裁判員等経験者の記者会見は、記者クラブ主催ではあるが、裁判所にとっても、裁判員制度に対する国民の理解を得るために有用であるなど、一定のメリットがあるため、当庁では、一定の負担はあるものの、できるだけ記者会見が実施されるよう協力しているところである。しかし、最近では、記者自体の参加が二、三人程度であったり、質問も裁判員を経験した感想を聞くだけであったり、さらには、記者会見に関する報道がほとんどされないという状況にあり、費用対効果の点で疑問がある。 そこで、各庁の実施状況や記者会見に関する事務を簡素化している庁の実情を伺い、今後、事務の簡素化等を検討する際の参考にしたい。	熊本地	福岡高	1に記載			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
3	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	フリーの記者との取材対応や裁判員等経験者の記者会見への参加要望について、どのような点に留意すべきか。	山口地 こうした当庁における取組を御紹介させていただくとともに、各庁における取組、工夫例をお伺いしたい。	山口地	広島高	[3, 4一括:広島高裁意見] [3, 4一括:福岡高裁意見]			
4	報道対応 (その他)	その他	フリーの記者から、各種の取材の申し出(傍聴席の確保、判決写し(要旨)の交付申請、裁判員等経験者の記者会見の取材等)があった場合の対応について、留意すべき事項等を伺いたい。	松江地家 各庁での事例やそれを踏まえた留意事項を御教示いただきたい。	松江地家	広島高	3に記載			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
5	報道対応 (その他)	家事	後見人を告発した場合の報道対応案の作成に当たり、留意すべき事項は何か。特に、近時の成年後見人による不正事案に対する、社会的関心の高まりを踏まえ、考慮すべきことはないか。	後見人を告発した場合の報道対応案作成については、平成21年3月に家庭局から「成年後見人を告発した際の報道対応案」が配布されたが、平成23年8月29日付け広報課長及び家庭局第一課長書簡により、前記報道対応案によることなく、プライバシーや捜査に影響しないよう配慮しつつ、説明責任の重要性も踏まえて、事案に応じた適切な報道対応案を作成するよう指示されているところである。同書簡の内容は、従前よりも積極的に事実関係を説明するスタンスに移行しているが、昨今の後見人等による不正事案が次々に報道され、さらに、成年後見監督事務を巡って、国家賠償請求を一部認容する判決が出るなど、裁判所の後見事務に対する視線は、一層厳しさを増している状況の中では、報道対応の場面において、より積極的な姿勢を示す必要があるのか、プライバシーや捜査への影響とのバランスを考えたい。	山口家	広島高	【5、6一括：広島高裁意見】 報道対応案等の作成に当たっては、事案の内容に応じた基本方針を定める必要がある。そのためには、当該後見事件の客観的な事実関係を確定する必要がある、裁判部から適宜情報提供を受けることができるような連携が必要である。裁判部によって事実関係が固められた段階で、告発状案を検討し、また、報道対応案等の検討に当たっては、裁判所の選任手続に不備はないか、監督に問題があり、不正の把握が遅れたり、被害が拡大したりしていないかを分析し、報道機関から裁判所の責任を追及されるおそれがあり、裁判所としても説明責任を果たす必要があると判断される場合には、客観的な事実経過に加え、選任、監督の具体的事実関係や告発事実が判明した事実経過など捜査機関の捜査に支障にならない範囲で正確に回答する必要があると考えている。			
6	報道対応 (その他)	家事	後見人、財産管理人等を告発する際の告発状案、報道対応案の検討を適正迅速に行うために、裁判部との連携等について、各庁において工夫されていることがあるか。	不正を取り巻く裁判所内外の情勢の変化等がある中、事務処理に多大な労力を要する告発状案、報道対応案の検討に当たって、工夫例等があれば御教示いただきたい。	岡山家	広島高	5に記載			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
7	報道対応 (その他)	家事	後見人等に関して不正の疑いがあり、裁判所が告発を行うような事案についての報道対応案作成に当たって留意すべき事項は何か。	後見人を告発した場合の報道対応案の作成については、告発時点での報道対応の必要性、捜査への影響等を配慮しつつ、監督責任のある裁判所の説明責任の重要性等も踏まえて、事案に応じた適切な報道対応案を作成するよう指示されているところであるが、近時の成年後見人による不正事案に対する社会的関心の高まり等を踏まえ、特に裁判所の監督責任が強く問われるような事案についての報道対応案の在り方を考えたい。	福岡高	福岡高	【7, 8一括:福岡高裁意見】 平成23年8月29日付け最高裁広報課長・家庭局第一課長書簡の趣旨に基づき、各庁において事件部及び事務局連携の上、後見不正事案に対する取組等を行っていることと思われるが、当該事案においては綿密な事実確認、原因分析並びにその後の告発、報道対応案の検討等に当たることが重要であり、それらの共通認識を図るとともに、全国的な動きなどを確認したい。			
8	報道対応 (その他)	家事	後見人等を告発する事態に備え、日頃から裁判部と総務課が密に連携するための工夫等が必要となるが、各庁の工夫例について、紹介していただきたい。	後見人等の不正については、裁判所の監督責任が追及される事案も生じている。後見人等を告発する際は、裁判部及び総務課が連携した慎重かつ迅速な対応が不可欠である。当庁では、随時に総務課長に対して不正報告をするほか、裁判部(裁判官含む)及び総務課の幹部職員により構成する「不正検討委員会」を定期的に関催し、日頃から、密な情報共有を図っている。各庁の工夫例があれば、伺いたい。	福岡家	福岡高	7に記載			

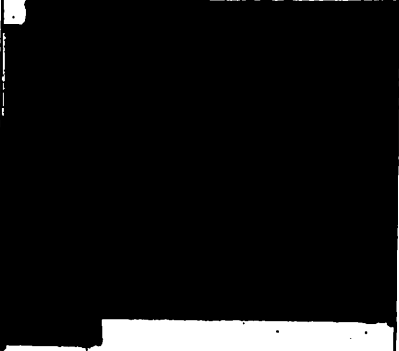
平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
9	報道対応 (その他)	その他	司法記者クラブへの便宜供与(法 廷内カメラ撮影及び記者席の設 置)の実情等について	司法記者クラブに対する便宜供与に 当たっては、司法記者クラブが裁判 所の広報において果たしている役割 を考えると司法記者クラブの要望を 的確に把握し、裁判長又は裁判官 (以下「裁判長等」という。)に伝え、 適切な判断につなげることが広報担 当者としては大切である。そのうち、 法廷内カメラ撮影について、裁判長 等が判断される際に、どのような点 に留意しているか、又はすべきかを お伺いしたい。また、記者席の設置 については、記者クラブからの要望 把握の時期及び方法並びに記者席 を要望したにもかかわらず傍聴しな かった場合の対処方法等について協 議したい。	広島高	広島高	【広島高裁意見】 司法記者クラブの要望に対す る対応については、広報ハンド ブックに記載がされているとこ ろ、具体的な事例において、ど のような点に留意し、どう対応 するのかを具体的に検討して おく必要があると思われる。特 に、便宜供与が受けられない 場合の記者クラブの反応は非 常に厳しいものがあり、当該庁 だけでなく上級庁にも苦情等が 寄せられることがある。 広報担当者としては、記者ク ラブから要望があった場合には、 記者クラブの要望の強さなどを 的確に把握し、要望を裁判長 に十分に伝えるなど慎重な対 応を行う必要がある。			
10	一般広報 (その他)	その他	庁舎管理規程で規定される構内禁 止行為については、トラブルリスク 減少の観点から、事前に一般来庁 者を含む裁判所来庁者に周知を 図ることが有用だと考えるが、当該 周知方法について工夫されている 庁があれば伺いたい。	従前当庁においては、庁舎入口に庁 舎管理規程に基づき禁止事項が書 かれた立て看板を設置して周知して いたが、 より分かりやすくするために、禁止行為 をもっと具体的に表現したり、そも も当該ホームページを閲覧してもら わなければならない、そのための工夫 も必要だと考える。工夫されている庁 があればその工夫例を紹介してい ただき、当庁の今後の執務の参考とし たい。	佐賀地	福岡高	【10、11一括:福岡高裁意見】 敷地内撮影を含む庁舎管理規 程で規定される構内禁止行為 の周知方法や敷地内撮影の実 情等については、各庁におい て異なる部分も多いであろうこ とから、他庁の状況等について 確認することで、今後の執務の 参考になる部分も多いと思わ れるため、本協議会において はそれらの点を踏まえて協議し ていくこととしたい。 【10、11一括:広島高裁意見】 庁舎管理権に基づく構内禁 止行為については、立て看板 などで周知されているのが実 情であるが、禁止行為の内容 について他庁の取扱いを参考 に再確認する機会としてもら うこととしたい。また、敷地内撮影 については、他庁への波及効 を考慮し、他庁の実情を参考に その在り方を慎重に検討する 必要がある。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
11	報道対応 (その他)	その他	敷地内撮影の実情と見直す場合の留意事項について		熊本地	福岡高	10に記載			
12	一般広報 (その他)	刑事(裁判員)	裁判員経験者の意見交換会の広報効果を高めるために、どのような工夫をされているか伺いたい。	意見交換会の回数を重ねてくるに従って、マスコミにとって報道価値が低くなっている様子がうかがえるところ、マスコミにより関心をもってもらい広報効果を高めるための工夫例があれば紹介していただきたい。 なお、当庁においては、①意見交換会参加者には事前に(裁判員経験者には当日のオリエンテーションで、検察官及び弁護士には前日までの打合せで)、個人情報の管理に配慮しつつ、各経験者が関与した事件についての資料を配布し、参加者全員が共通認識をもって意見交換会に臨むことができるよう配慮したり、②まだ実現していないが、「経験者の感想」、「これから裁判員になられる方へのメッセージ」は事前又は事後に伺って、意見交換会の場では実質的な議論に集中することを検討している。	広島地	広島高	【広島高裁意見】 報道機関に関心を持ってもらうためには、日頃から又は裁判員制度〇周年や勉強会の機会をとらえて、現状や裁判所の問題意識を伝え、裁判員制度への関心を高め、意見交換会への関心を持ってもらうことが必要と思われる。 現状では、詳細な主張立証がされ、審理で書面が多用されるなどの傾向が見られ、「分かりやすい審理」が実現できていないとの問題意識が持たれており、意見交換会において、運用改善につながる意見や感想を引き出せるような出題庁の工夫などは有益なものとする。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
13	一般広報 (その他)	刑事(裁判員)	裁判員経験者との意見交換会の開催に当たって、これまでの広報目的に加え、裁判員裁判の運用に資するための検証を目的とした内容を取り入れるために工夫している庁があれば紹介していただきたい。	意見交換会の基本スタンスとして、広報目的をメインに開催しているところであるが、施行後3年が経過し、見直しの時期を迎えた昨今においては、検証の趣旨を取り入れて開催したいという法曹三者のニーズもあることから、他庁における工夫例を紹介していただきたい。	福岡地	福岡高	【13～15一括：福岡高裁意見】 裁判員経験者との意見交換会については、多い庁ではすでに複数回開催しており、各庁で工夫が進んでいると聞いているが、今回、広島高裁管内の各裁判所とも意見交換し、更なる充実化を図ってもらうこととしたい。			
14	一般広報 (その他)	刑事(裁判員)	意見交換会の参加者確保については、小規模庁である当庁としては非常に苦勞したところであるが、参加者確保について、特段の工夫等を行われている庁があれば伺いたい。	当庁では意見交換会の参加呼び掛けに応じる裁判員経験者が少なく、当庁で初めて開催した4月27日の意見交換会の参加者は再募集を行っても4人(エントリーリスト19人中3人、直近の事件から1人)にとどまり、枠組み緩和によりやっと実施できたものである。そこで、意見交換会への参加者確保のため工夫されている庁があればその工夫例を紹介していただき、当庁の今後の執務の参考としたい。	佐賀地	福岡高	13に記載			
15	一般広報 (その他)	刑事(裁判員)	裁判員等経験者との意見交換会の開催等における工夫例を伺いたい。	裁判員経験者との意見交換の内容については、刑事部長の意見等も伺い、選任手続、審理、評議、判決等の各段階についての意見交換を行っており、3月に開催した意見交換会では、人証の重要性や守秘義務について取り上げたが、今後年に複数回の開催を予定していることから、各庁の実情を伺い、今後の充実した意見交換会の開催につなげたい。各意見交換会の参加者の選定方法についても工夫例があれば伺いたい。	那覇地	福岡高	13に記載			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
16	一般広報 (その他)	刑事(裁判員)	エントリーリストの効果的な活用を工夫している庁があれば紹介していただきたい。	エントリーリストの活用については、現在のところ意見交換会のみにとどまっており、リスト登録者数は増加する一方で、その活用場面が少ない状況にあることから、当庁では意見交換会の声掛けの対象を各回毎に従事期間を区切って声掛けしている。他庁における工夫例を紹介していただきたい。	福岡地	福岡高	【16～18一括:福岡高裁意見】 今後のエントリーリストの効果的な活用方法等について、各庁での工夫例や、今回、広島高裁管内の各裁判所とも意見交換し、あわせて協議会の場で全国的な動きなどを確認したい。 なお、福岡地裁では地裁委員会におけるゲストスピーカー、法の日週間行事イベントのパネリストとしてそれぞれ裁判員経験者に参加してもらうことを考え、参加者選定に当たりエントリーリストを活用することについて高裁を通じて最高裁に求意見したが、いずれも時期尚早として実施を見送った経緯がある。 【16～18一括:広島高裁意見】 エントリーリストの効果的な活用方法等について、各庁での実情を参考にするとともに、今後の効果的な活用の在り方について協議することとしたい。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
17	一般広報 (その他)	刑事(裁判員)	裁判員等経験者のエントリーリストの活用について	平成23年3月頃からエントリーの声かけを開始し、一定程度の数は確保しているものの、効果的な活用が十分とは言えない。 当庁では、半年に1回程度の割合で裁判員経験者との意見交換会を実施(3回目の意見交換会を10月に予定)しているが、補充裁判員経験者からも多数エントリーしていただいている中で、具体的な案内ができていない状況にある。 補充裁判員経験者を含めた効果的な活用はどうあるべきか。記憶が鮮明な事件終局から早い時期の活用がより望ましいが、一定期間経過後でも有益な情報を発信してもらう効果的な方策を協議したい。	大分地	福岡高	16に記載			
18	一般広報 (その他)	刑事(裁判員)	エントリーリストの活用状況について	当庁では、エントリーリストについては、裁判員経験者と法曹三者との意見交換会のみを活用している状況にあることから、他庁の活用状況を伺い、今後のエントリーリストの活用の参考にしたい。	熊本地	福岡高	16に記載			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
19	一般広報 (その他)	その他	家庭裁判所として積極的な広報の在り方について、各庁の取組状況並びに工夫点及び問題点を伺いたい。	国民に身近な裁判所である家庭裁判所としては、手続等に関する広報は重要である。当庁においては、ここ最近では平成19年度に模擬調停、同21年度に模擬少年審判を実施し、今年度は模擬調停を予定しているところであり、過去の模擬調停、模擬少年審判については、メディアで報道してもらった。しかし、家庭裁判所の少人数のスタッフで、労力を要する模擬調停や模擬少年審判を頻繁に実施することは困難であり、また、家裁の事件は、非公開手続であることから、実際の調停や審判を傍聴させることもできない。そのような実情を踏まえた上で、効果的な家庭裁判所の広報事務の在り方について伺い、今後の参考にしたい。	那覇家	福岡高	【19、20一括：福岡高裁意見】 家庭裁判所においては、地方裁判所に比べて取り扱う事件の特殊性(非公開性、当事者のプライバシーの配慮等)による制約が多い中、限られた人員で効率的な広報を行うことができるような工夫等が必要になってくるところ、各庁における工夫例や参考例、また積極広報に伴い作成したツール等があれば他庁への紹介を図るとともに、今後の家庭裁判所における積極広報の在り方についても協議していくこととしたい。 【19、20一括：広島高裁意見】 家事事件手続法の趣旨及び内容を国民に周知する必要性を再認識し、そのための広報の在り方についてどう考えるべきかを協議していくこととしたい。			
20	一般広報 (その他)	家事	平成25年1月に家事事件手続法が施行された(協議問題提出時は予定)ことに伴う家庭裁判所における広報活動について、各庁の実情や今後の取組みを伺いたい。	家事事件手続法についての国民への周知の在り方は、家庭裁判所における対外的広報の課題の一つと考えられる。当庁では、平成23年度「法の日週間」広報行事において、簡易模擬調停(家事事件手続法のエッセンスを加えたもの)を盛り込んだ裁判所見学を実施した。各庁における実情や今後の取組みを伺いたい。	福岡家	福岡高	19に記載			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 広島高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
21	一般広報 (その他)	その他	裁判手続や統計数値、あるいは裁判所の各職種の職務内容等について、報道機関を活用した積極広報の取り組み事例があれば、御紹介いただき、またその際の留意点等について御教示いただきたい。	当庁においても、裁判手続等を広く国民に理解していただくことを念頭に置き、一般市民に向けた各種説明会や見学会等を実施しているほか、報道機関から統計数値や裁判手続の流れ、裁判所書記官や家裁調査官の職務内容など、一般的な内容については、照会があれば出来る限りの対応をしているが、特に広報効果の高いと思われる報道機関等を活用した広報活動ができないか検討している。 報道機関等を活用した積極広報等の取組事例があれば、その事例やその際の留意点等について御教示いただきたい。	鹿児島地家	福岡高	【福岡高裁意見】 各庁における積極広報の在り方については、それぞれの庁の規模、態勢等により取り組みが異なっているものと思われる。今回は、特に2つの高裁管内の実情等を確認することが出来るため、今後の執務の参考になる部分が多いものと思われるので、それらの点を踏まえて協議していくこととしたい。 また、 外部への数値提供に関して改善すべき点がないかどうかについてもあわせて意見交換したい。 【広島高裁同意見】			
22	一般広報 (ウェブサイト)	家事	成年後見事件の概況はウェブサイトで公表され、同概況の資料として家裁管内別の件数一覧が各庁に送付されている。この管内別の件数一覧表についても、最高裁のウェブサイトで公表することはできないか。	家裁管内別件数一覧については、内部資料とされているが、報道機関への対応を含む各種広報等に活用して差し支えないこととされている。各管内別データについては、報道機関だけでなく、地方自治体や社会福祉協議会などからの照会数も多いことから、ウェブサイトでの公開は有意義であり、外部からの照会への対応事務の簡素化にもつながるものと考えられる。	広島家	広島高	【広島高裁意見】 最高裁で一括して公表していたことで、全国各家裁での対応が相当減ることも考えられるので、検討をいただきたい。 【福岡高裁同意見】			